

東郷町公告

事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行いますので、東郷町契約規則（昭和46年東郷町規則第3号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年9月7日

東郷町長 石 橋 直 季

1 入札に付する事項

(1) 工事番号

生涯学習課 第10号

(2) 工事名

総合体育館パッケージエアコン更新工事

(3) 路線等の名称

東郷町総合体育館

(4) 工事場所

愛知郡東郷町大字春木字北反田35番地

(5) 工期

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

(6) 工事の概要

総合体育館の1階事務室・1階第1会議室のパッケージエアコン 更新

ア 空調機器

(ア) 1階 事務室

天井埋込カセット形 Sーラウンドフロー

室内機2台、室外機1台

(イ) 1階 第1会議室

天井埋込カセット形 Sーラウンドフロー

室内機1台、室外機1台

イ 冷房配管・ドレン配管

既設管を使用

ウ 既設機器冷媒処理

改修及び破壊処理

(7) 予定価格

有（事後公表）

(8) 最低制限価格

有（非公表）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日において、令和8・9年度東郷町工事等競争入札参加資格者名簿に管工事で登載されている者で、本店又は支店等の所在地が東郷町、日進市、豊明市、長久手市、みよし市、豊田市、刈谷市、名古屋市に登載されている者であること。

(3) 公告日から開札日までの間において、愛知県又は東郷町から指名停止措置を受けていない者であって、法令、規則等に違反していない者であること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、管工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

(5) 平成28年度以降に官公庁（国又は地方公共団体の機関に限るものとする。以下同じ。）発注の空調工事に係る管工事を元請として1件の請負金額（本店又は支店等、いずれの実績であっても可。JV工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、当該工事の請負金額を出資割合で按分した後の金額）が200万円以上の施工実績があること。ただし、本店又は支店等の所在地が東郷町内にある事業者は、平成28年度以降に同種工事を元請として1件以上の施工実績があること。

(6) 建設業法第26条で定める必要な資格を有するものを適切に配置できること。

なお、配置予定の技術者は、公告日以前から3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者とする。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がない者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立

がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

- (9) 公告日から開札日までの間において、「東郷町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年12月19日締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

- (10) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合(会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。)

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。)を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合
その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札方法等

- (1) 本入札は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)のサブシステムである電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施す

るため、入札参加希望者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカード（以下「ＩＣカード」という。）により、利用者登録を行うこと。

(2) 本入札を電子入札システムによって行うことができない場合は、東郷町建設工事等電子入札実施要領（以下「電子入札実施要領」という。）第１０条第２項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限り、事前に町の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加できるものとする。紙による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願を提出すること。

(3) 詳細な入札方法等は、電子入札実施要領及び電子入札システム操作手引書によるものとする。

4 設計図書等の閲覧

設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

公告の日から令和８年１０月１日午前９時まで

(2) 閲覧場所

あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）のサブシステムである入札情報サービスシステムの入札公告からダウンロード

(3) 設計図書等に対する質問がある場合は、総務財政課へ質問書を持参又は電子メールを送信することにより行うこと。

ア 質問受付期間

令和８年９月８日午前９時から令和８年９月１５日午後５時まで（持参の場合は、受付期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

イ 質問事項及び回答の閲覧

質問事項及び回答は、入札情報サービスシステムで閲覧に供する。

5 入札参加申込

入札の参加希望者は、電子入札システムにより入札参加申込書を提出しなけれ

ばならない。なお、入札参加申込書には、事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）の電子データを添付するものとする。また、入札参加申込書及び参加申請書を期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

入札参加申込書の受付期間

令和 8 年 9 月 8 日午前 9 時から令和 8 年 9 月 2 4 日午後 5 時まで（受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 現場説明の有無

無

7 入札に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、電子入札システムにより入札書を作成し、電子署名等を付した上で入札受付期間内に入札書を提出しなければならない。

入札受付期間

令和 8 年 9 月 2 9 日午前 9 時から令和 8 年 1 0 月 1 日午前 8 時 5 0 分まで（紙による入札書の提出が認められた者は、入札受付期間内（正午から午後 1 時までを除く。）に東郷町役場総務部総務財政課まで持参すること。）

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額（1 円未満の端数があるときはその端数額を切り捨てた額）を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、3 回を限度とする。

8 工事費内訳書の提示

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の電子データの添付を求める（紙による入札の場合は、入札書の提出に併せて提出すること。）。再度入札となった場合は、その入札に係る内訳書の提出は求めない。

- (2) 工事費内訳書は、工種、金額等を記載すること。

(3) 工事費内訳書は、返却しない。

(4) 工事費内訳書の内容に不備（入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として、当該内訳書を提出した者の入札は無効とする。

9 開札執行の日時及び場所

令和 8 年 1 0 月 1 日 午前 9 時から 東郷町役場（電子入札）

10 入札保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (4) 同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札
- (5) 記名及び押印のない入札（紙による入札の場合）
- (6) 電子署名及び電子証明書のない入札（電子入札の場合）
- (7) IC カードを不正に使用して行った入札（電子入札の場合）
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札（紙による入札の場合）
- (9) 入札金額を訂正した入札（紙による入札の場合）
- (10) 虚偽の入札参加申請を行った者のした入札
- (11) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

12 落札候補者等の決定

予定価格以下で最低制限価格以上の価格かつ有効な入札（以下「有効な入札」という。）をした者の内、最低の価格の者を第 1 順位の落札候補者とし、次に低い価格をもって有効な入札をした者を第 2 順位の落札候補者とし、以後同様に順位を決定する。

13 同価格の入札者が 2 者以上ある場合の順位の決定

同価格の入札者が 2 者以上ある場合は、電子くじによりその順位を決定する。

14 入札参加資格要件の審査

- (1) 第 1 順位の落札候補者は、開札日の翌日から起算して 2 日以内に事後審査型

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「確認申請書等」という。）を持参又は電子メールを送信することにより提出し、２で定める事項を満たす場合は、落札者として決定するものとする。

提出場所

東郷町役場総務部総務財政課

(2) 第１順位の落札候補者が２で定める事項を満たすことができない場合又は提出期限内に確認申請書等を提出しない場合は、第２順位の落札候補者は、連絡を受けた日の翌日から起算して２日以内に、確認申請書等を持参又は電子メールを送信することにより提出し、２で定める事項を満たす場合は、落札者として決定するものとする。

(3) (2)は順次審査するものとし、落札者を決定するまで行うものとする。

15 審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、電子入札システムにより通知する。

16 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額が５００万円以上となる場合は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

ア 東郷町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 東郷町を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社）の保証

(4) 契約保証金は、契約者が契約内容に従って履行を行ったことを確認した後に還付する。

17 契約書の作成

東郷町が作成する。

18 支払条件

(1) 前金払

東郷町公共工事前金払取扱要綱による。

(2) 部分払

規則第53条による。

19 その他

- (1) 入札参加者は、東郷町の条例、規則等を厳守すること。
- (2) 予定価格には、建設業退職金共済組合掛金相当分を計上（現場管理費に加算）している。
- (3) 落札者は、建設業法の規定に基づき、当該工事の現場に資料に記載した配置予定技術者を適切に配置すること。
- (4) 工事の一部を下請による施工とする場合は、東郷町内の事業者を活用するよう配慮すること。
- (5) 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が愛知県又は東郷町から指名停止措置を受け、若しくは合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合において、東郷町は、一切損害賠償の責を負わない。
- (6) 暴力団の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、契約書の解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (7) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (8) この公告に対する問い合わせ先

東郷町総務部総務財政課

電 話 0561-38-3112（直通）

メール tgo-souzai@town.aichi-togo.lg.jp